

新潟県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第24号

新潟県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

新潟県住民基本台帳法施行細則（平成14年新潟県規則第139号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式（以下「移動別記様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式（以下「移動後別記様式」という。）が存在する場合には当該移動別記様式を当該移動後別記様式とし、移動別記様式に対応する移動後別記様式が存在しない場合には当該移動別記様式を削り、移動後別記様式に対応する移動別記様式が存在しない場合には当該移動後別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別記様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示、追加条及び別記様式の表示を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法)</p> <p>第2条 <u>条例第2条第3項の規定による特定都道府県知事保存本人確認情報（同項に規定する特定都道府県知事保存本人確認情報をいう。）の提供は、電子計算機（入出力装置を含む。）の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）の送付の方法に関する技術的基準については、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成14年総務省告示第334号）によるものとする。</u></p> <p>(本人確認情報の開示請求手続)</p> <p>第3条 <u>法第30条の32第1項の規定による本人確認情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）は、別記第1号様式により行うものとする。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>(本人確認情報の訂正等の申出手続)</p> <p>第7条 <u>法第30条の35の規定による開示に係る本人確認情報の内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出（以下「訂正等の申出」という。）は、別記第2号様式により行うものとする。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(身分証明書)</p> <p>第8条 <u>法第30条の39第2項に規定する身分を示す証明書は、別記第3号様式によるものとする。</u></p>	<p>(身分証明書)</p> <p>第2条 <u>法第30条の39第2項に規定する身分を示す証明書は、別記第1号様式によるものとする。</u></p> <p>(本人確認情報の開示請求手続)</p> <p>第3条 <u>法第30条の32第1項の規定による本人確認情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）は、別記第2号様式により行うものとする。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>(本人確認情報の訂正等の申出手続)</p> <p>第7条 <u>法第30条の35の規定による開示に係る本人確認情報の内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出（以下「訂正等の申出」という。）は、別記第3号様式により行うものとする。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>別記 第1号様式（第2条関係） 身分証明書</p>

(略)

別記

第1号様式 (略)

第2号様式 (略)

第2号様式 (略)

第3号様式 (略)

第3号様式 (第8条関係)

(縦7.0センチメートル、横11.0センチメートル)
(表)

	第 号
身 分 証 明 書	
<div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">写真</div>	所 属
	職 氏 名
	生年月日 年 月 日
<p>上記の者は、住民基本台帳法第30条の39第1項の規定による立入検査を行う職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: right;">新潟県知事 印</p>	

(裏)

住民基本台帳法抜粋
(報告及び検査)

第30条の39 都道府県知事は、前条第4項又は第5項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第2項又は第3項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。